

北上川の樹木を伐採してくれる方を募集します。

～ 河川管理におけるコスト縮減と資源の有効活用への取り組み ～

岩手河川国道事務所では、**企業や団体、個人等で河川内の樹木の伐採に協力してもらえる方を募集します。**
簡単な条件を満たせばどなたでも応募でき、伐採した樹木は燃料等の自家消費の他、加工、販売などに利用することもできます。

《目的》

河道内の適正な管理の一環として、河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採してもらい、その伐採した樹木を持ち帰って利用してもらうとにより、伐採費用や処分費の縮減と伐採木の有効活用を図っていくものです。

《概要》

- 伐採箇所：岩手県奥州市江刺区愛宕地内
- 樹種：シロヤナギ、オニグルミ、ハリエンジュ等
- 募集期間：平成28年8月29日（月）～平成28年9月14日（水）
- 募集区画数：13区画（一区画約1600m²～4800m²）
- 伐採期間：平成28年10月13日～平成28年12月28日【予定】
- 応募資格：次頁を参照。
- 応募方法：応募様式に必要事項を記入の上、郵送及び持参。
様式については、岩手河川国道事務所ホームページからダウンロード、もしくは下記の間合せ先で配布。
- 間合せ先：岩手河川国道事務所 河川管理課（電話：019-624-3281）
：岩手河川国道事務所 水沢出張所（電話：0197-24-4173）

《伐採予定箇所》



募集箇所
13区画
全35,000m²

岩手河川国道事務所ホームページURL：

http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/i73101/homepage/jimusho/kasenkanri_jouhou/index.htm

〈発表記者會〉岩手県政クラブ、奥州市政クラブ

問合せ先

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所
岩手県盛岡市上田四丁目2-2
電話 019-624-3281（課直通）
副所長（河川） 三浦 義昭（内線204）
河川管理課長 外山 久典（内線331）

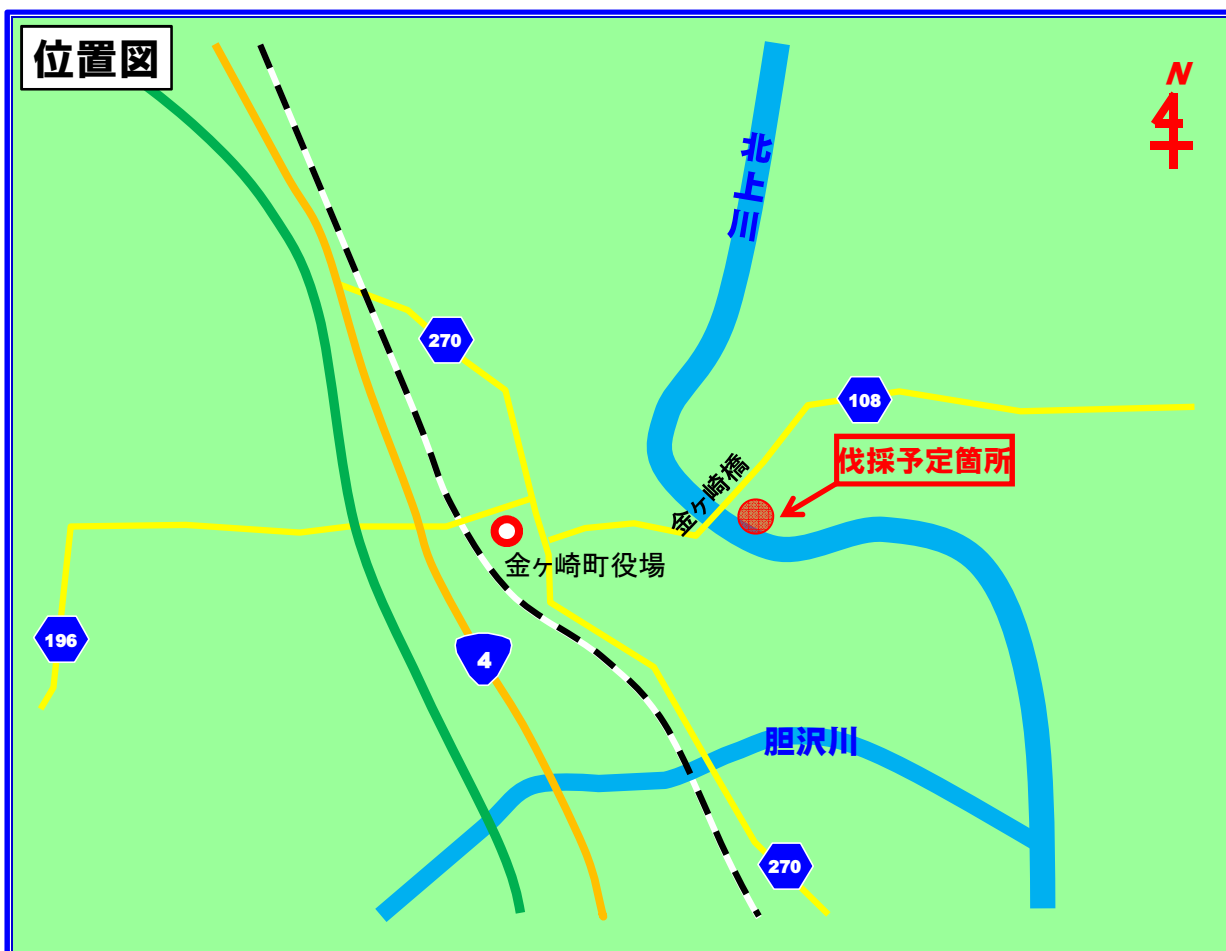
《応募資格》

以下のいずれにも該当しないものであること。

- 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされる者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
- 直近1年間の税を滞納している者
- 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者

《留意事項》

- 樹木の採取に当たっては、河川産出物の許可手続き（河川法第25条）が必要になります。
- 伐採、搬出に要する費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は持ち帰ることができます。
- 伐採時の事故については、自己責任となります。
- 第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。
- 河川管理施設を損傷した場合は、応募者が復旧するものとします。
- 不用な枝葉等の処分は、岩手河川国道事務所で実施します。
- 下草刈り、進入路の整備は9月末までに実施する予定です。



応募様式

平成 年 月 日

東北地方整備局
岩手河川国道事務所長 殿

<応募者>

氏名： _____ 印

住所： _____

電話番号： _____

公表用の愛称等： _____

※氏名を公表して良い場合は、記入の必要はありません。

平成28年8月29日付けで公募された「岩手河川国道事務所江刺地区樹木採取」について応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 応募区画（区画の番号）： 区画番号（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

※ 上記「区画番号」等が、書き切れない場合は余白にご記入下さい。

※ 区画が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

※ 区画を限定した応募の場合は、その旨を余白に記載してください。

2. 採取を希望する河川産出物の種類： _____

例：樹木

3. 採取を希望する河川産出物の用途： _____

例：燃料、ほだ木、農業資材、用材、チップ など

4. 採取に関する計画

作業予定期間： 月 日 ～ 月 日（のうち 日間）を予定

作業実施者： 一日あたり 人で実施予定

伐開・搬出方法： _____ による伐開、 _____ による搬出

5. 採取にあたり実施する項目 ※ 実施する項目の□全てにレ点を記入願います。

進入路の整備

- 下草の除草等の準備作業
- 樹木の伐開（必須）
- 伐木した樹木（幹）の搬出（必須）
- 伐木した樹木（枝葉）の集積（必須）
- 伐木した樹木（枝葉）の搬出
- 伐木した樹木の抜根

6. 伐採経験及び保有資格者の有無

- 伐採経験者の経験年数 ※経験年数：_____年　　ヶ月
- 作業員の中に伐採等の業務に関わる資格保有者がいる
 ※保有資格：_____
- 例：チェーンソー作業員、立木の伐採作業員等の特別教育受講 など
- 樹木伐採未経験
 ※講習会の参加希望： 平日 土曜日 日曜日・祝祭日
 その他、補足等がある場合は、余白にご記入ください。

7. 安全対策等の実施の有無 ※ 実施する項目の□全てにレ点を記入願います。

- 安全管理責任者を配置（会社等の団体の場合に記載）
- 整理、整頓、清掃
- 交通整理員の配置
- その他（ _____ ）
 例：過積載をしない。 荷台への差し枠をしない。 交通法規の遵守。 家族への定時連絡 など

8. 参加資格の合致状況 ※ 該当する項目の□全てにレ点を記入願います。

- 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

9. 留意事項 ※ 確認した項目の□全てにレ点を記入願います。

- 樹木の採取に当たっては、河川産出物の許可手続き（河川法第25条）が必要になります。
- 伐採、搬出に要する費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は持ち帰ることができます。
- 伐採時の事故については、自己責任となります。
- 第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。
- 河川管理施設を損傷した場合は、応募者が復旧するものとしま。